

地区名 中地地区

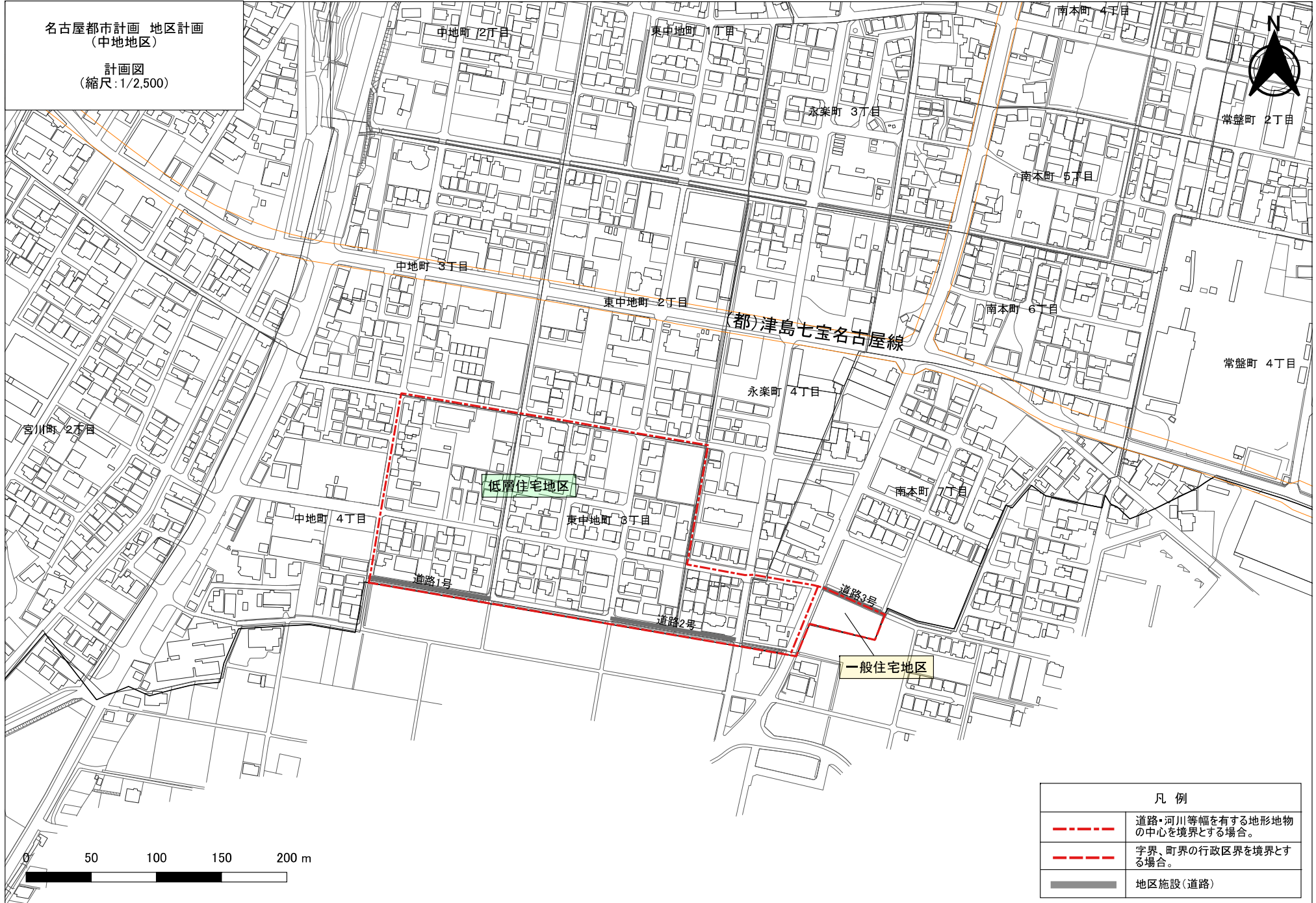
凡例  
— 中地地区計画を決定する区域

凡例	
<span style="background-color: #00FF00; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	第一種低層住居専用地域
<span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	第一種中高層住居専用地域
<span style="background-color: #FFFF00; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	第一種住居地域
<span style="background-color: #FFC0CB; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	準住居地域
<span style="background-color: #FFB6C1; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	近隣商業地域
<span style="background-color: #FF69B4; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	商業地域
<span style="background-color: #DDA0DD; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	準工業地域
<span style="background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	工業地域
<span style="border-bottom: 2px solid orange; display: inline-block; width: 20px;"></span>	都市計画道路
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 15px; height: 15px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></span>	100 容積率(%)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 15px; height: 15px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></span>	1~10 建築物の高さの限度(m)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 15px; height: 15px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></span>	60 建築率(%)



名古屋都市計画 地区計画  
(中地地区)

計画図  
(縮尺:1/2,500)



凡例

	道路・河川等幅を有する地形地物の中心を境界とする場合。
	字界、町界の行政区界を境界とする場合。
	地区施設(道路)

名古屋都市計画地区計画の決定（津島市決定）

都市計画の中地地区計画を次のように決定する。

名称		中地地区計画				
位置		津島市東中地町3丁目の全部、中地町4丁目、永楽町4丁目、南本町7丁目の一部				
面積		約4.2ha				
地区計画の目標		公共交通を活かした利便性を確保しながら、安全で良好な住宅地を形成するため、現況で4mに満たない区間については、本地区計画において地区施設に位置づけ整備を行う。道路の整備を行い、土地利用の適正な誘導を図る。このことにより、良好でゆとりある居住環境を有する市街地を形成することを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	低層専用住宅を基本とし、生産緑地等の緑豊かな環境を活かした良好な住宅市街地の形成を図る。				
	地区施設の整備の方針	利便性を確保しながら、安全で良好な住宅地を形成するため、以下の方針により地区施設の整備を誘導する。 (道路) 現況で幅員4mに満たない区間の拡幅などを「津島市狭あい道路に係る後退用地等の確保及び整備に関する要綱」を活用して道路の改善を行う。				
	建築物等の整備の方針	良好でゆとりある居住・沿道環境及び景観の創出を図るため、敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。				
地区施設の配置及び規模		道路	名称	幅員	延長	配置
			道路1号	4.0m	約90m	計画図表示のとおり
			道路2号	4.0m	約92m	〃
			道路3号	4.0m	約53m	〃
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	低層住宅地区		一般住宅地区	
		地区の面積	約4.0ha		約0.2ha	
		敷地面積の最低限度	160㎡		-	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根、外壁等の形態及び色彩は、景観に配慮するとともに、良好な周辺環境に調和し、落ち着いたものとする。 屋外広告物は、地区の良好な環境及び景観に配慮したものとし、災害時の安全性を確保するため腐朽又は破損しにくい材料を使用するとともに、落下のおそれのないものとする。			
		垣又は柵の構造の制限	道路境界線から1.0m未満の距離に存する垣又は柵は、良好な景観を形成するよう生け垣、フェンス又はその他透視性のある鉄柵等とする。ただし、その基礎で地盤面からの高さが0.6m以下のもの又は門柱・門扉にあつては、この限りでない。		-	
備考						

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

別紙

理由 良好な住環境の形成と保全及び適正な土地利用を計画的に誘導するため、地区計画を決定する。